

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年11月8日（火）9：00～9：40

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、真田係長、有吉係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他1名

大洗研究所 高速実験炉部 次長

5. 要 旨

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対して、高速実験炉原子炉施設常陽の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請の補正申請に向けた対応状況について確認を行った。

機構から、以下の説明があった。

- ・これまで第458回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合において、規制庁から指摘のあった、火災防護設計及び耐震設計の設計成立性について、対応を進めているところである。
- ・火災防護設計の設計成立性検討については、火災防護対象機器の一般火災に対する火災防護対策及び施設内の火災影響評価の考え方の整理を進めている。
- ・耐震設計の設計成立性に係る対応については、地盤物性値のばらつきを考慮した床応答スペクトルの作成を行うとともに、設置許可段階における設計成立性を示すため、新たに作成した床応答スペクトルを用いた地震応答解析を行っているところである。
- ・まずは、上述した指摘事項への対応を進め、審査会合にて審査チームから追加の指摘を受けることがなくなるまで説明を尽くした上で、その結果をまとめ資料におとし、そこから補正申請書を作成することになると考えている。まだ、上述した指摘事項に対する回答は審査チームの理解を得られるまでには至っていない。したがって、補正申請時期については、現時点で具体的に示せる状況にはない。

これに対し、規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・これまでの審査会合において、補正申請時期を11月末と説明を受けているところ、現在の審査対応状況を踏まえると、11月末までに補正申請は困難であると推測している。

次回の審査会合において、補正申請に向けた規制庁からの指摘事項への対応及び補正申請時期について改めて説明すること。

以上に対して、機構から、了解した旨の回答があった。

また、規制庁から、大洗研究所 廃棄物管理事業の変更許可申請に係る審査について、以下の点を伝えた。

- ・これまでの面談において、本申請に係る対応を強化するため、安全・核セキュリティ統括本部がバックアップする形で確認体制を強化したとの説明を受けたところであるが、審査チームからの報告によると、まとめ資料として整理されるべき事項と申請書に記載すべき事項の整理をした上で補正するよう、規制庁から指摘した主旨が機構に正確に伝わっておらず、補正に向けた取り組みが計画的に進んでいないとのことである。具体的にどのような点が課題となり、双方の認識齟齬が生じているかなど、機構内でよく検討を行い、効率的に審査を行えるよう、規制庁の審査チームと機構の担当者との間で認識を一致させるよう、対応改善を図ってほしい。

以上に対して、機構から、了解した旨の回答があった。

6. 配布資料

なし

以上